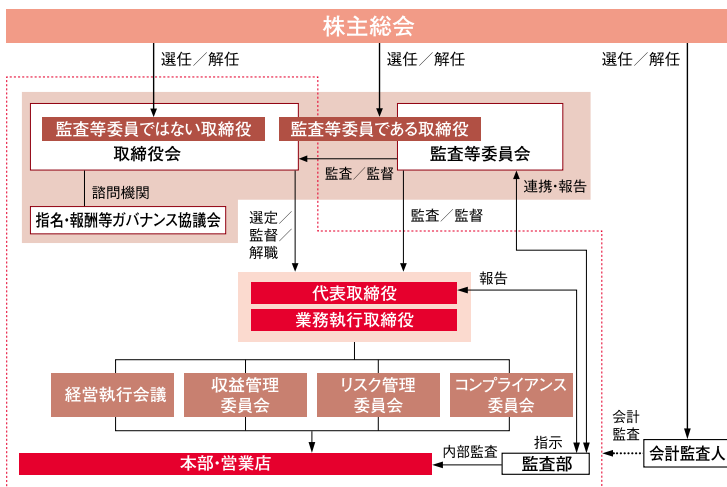


ガバナンス強化は当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠との認識のもと、態勢整備につとめています。

ガバナンス態勢及びコンプライアンス態勢強化への取組み

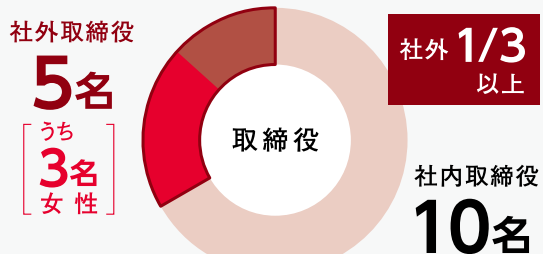


ガバナンス態勢強化のため、委員の過半数を社外取締役とする取締役会の諮問機関「指名・報酬等ガバナンス協議会」を設置しています。同協議会は、取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、取締役会の実効性評価に関する事項、その他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行い、取締役会はその答申の内容を尊重することとしています。

また、コンプライアンス態勢の強化を目的に、コンプライアンス全般を一元的に統括管理する最高責任者として「CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)」を設置しています。CCOはコンプライアンスに関する事案の調査を行い、結果を取締役会へ報告するほか、各部の施策や事案対応等にコンプライアンスの観点から問題があると認められる場合は速やかな改善及び対応を指示します。

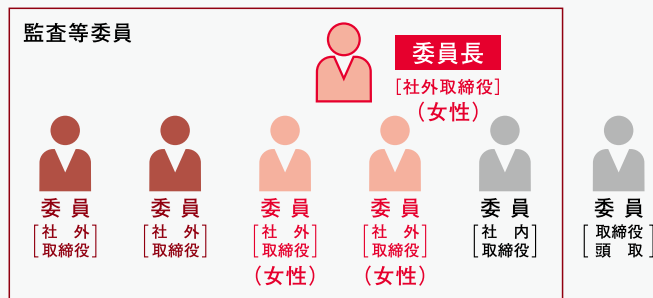
TOPICS 取締役会等の構成

取締役会



(2021年6月末)

指名・報酬等ガバナンス協議会



(2021年6月末)